

(設置)

第1条 東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方について調査・検討するため、東大和市学校規模等のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項の調査・検討を行う。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(委員)

第3条 検討委員会は、次に掲げる委員8人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 公募市民 3人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、検討委員会の進行を務める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 検討委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

(意見等の聴取)

第6条 検討委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年8月13日から施行する。